

# 保護者の方の転校の手続きについて

## 1 転居が決まったら

転居が決まったことを伊島小学校の担任まで連絡してください。転校に必要な書類を作成し、準備を進めます。

転校先小学校にも転校の旨を伝えてください。相手校でお子さんの受け入れ準備が始められます。

## 2 学校にて転校手続き

担任から「在学証明書」・「教科書証明書」・「氏名印」の入った封筒をお受け取りください。受取日については、担任とご相談ください。

給食費等の支払いの確認、個人の持ち物などの受け取りもしてください。

## 3 市役所等にて転居手続き

### ○市内間の転居の場合

住所の転居手続きを、各区役所 市民保険年金課（または各支所・地域センター・市民サービスセンター）で済ませ、手続きされた窓口で「転入学通知書」を受け取り、学校から受け取った封筒（2「学校にて転校手続き」参照）と一緒に転校先の小学校へご持参ください。

### ○市外へ転居する場合

住所の転居手続きを、各区役所 市民保険年金課（または各支所・地域センター・市民サービスセンター）で済ませます。

## 4 転居先の市町村区役所で転校手続き

転居届をされると、転校の手続きも始まります。学校指定を受け、「転学指定書」を受け取ります。

## 5 転校先小学校での手続き

伊島小学校で受け取った封筒と「転学指定書」を転校先小学校にお渡しください。以後は、転校先小学校の指示に沿ってください。

新しい学校でお子さまがご活躍されることを願います。